

議会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県  
個人情報保護条例施行規程

〔平成17年4月1日〕  
福岡県議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。)第44条ただし書及び第69条の規定に基づき、議会が取り扱う個人情報の保護について、必要な事項を定めるものとする。

(不服申立て等)

第2条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、議会運営委員会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
- (4) 決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 議長は、前項の規定による諮問についての答申を受けたときは、福岡県議会会議規則(昭和31年9月議決)第88条に規定する代表者会議(以下「代表者会議」という。)の意見を聴いて、当該不服申立てについての決定をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第3条 議長は、前条第1項の規定により諮問したときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(議会運営委員会の調査権限)

第4条 議会運営委員会は、第2条第1項の規定により諮問された事項に関し、調査するため必要があるときは、不服申立人又は参加人(以下「不服申立人等」という。)に対し、意見書又は資料の提出を求め、又は学識経験を有する者から意見を聴くことその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第5条 議会運営委員会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、議会運営委員会が、その必要がないと

認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人等は、議会運営委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第6条 不服申立人等は、議会運営委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、議会運営委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧)

第7条 不服申立人等は、議会運営委員会に対し、議会運営委員会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、議会運営委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 議会運営委員会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(不服申立人等の意見の聴取)

第8条 議会運営委員会は、議会運営委員会に提出された意見書又は資料について、前条第1項の規定により閲覧をさせようとするときは、当該意見書又は資料を提出した不服申立人等の意見を聴かなければならない。ただし、議会運営委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

(調査審議手続の非公開)

第9条 議会運営委員会の行う不服申立てに係る調査及び審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第10条 議会運営委員会は、第2条第1項の規定による諮問に応じて答申したときは、答申書の写しを不服申立人等に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(議会が取り扱う個人情報の保護)

第11条 条例第3条第2項ただし書及び第3項第7号、第5条第2項第6号並びに第6条第3号中「福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で」とあるのは、「議会運営委員会に諮問し、答申を受けたときは、代表者会議の意見を聴いた上で」と読み替えて適用するものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、条例の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成17年福岡県規則第27号)の規定の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。